

平成 23年 4月 5日

お客さま各位

東濃信用金庫

東北地方太平洋沖地震に伴う被災信用金庫の  
お客さまに対する預金の代理払いについて

東北地方太平洋沖地震により被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げます。  
このたびの震災や原発事故による被災により、一時的にお住まいの地域を離れて避難されている信用金庫のお客さまに対し、下記のとおり、当金庫の窓口にて預金の払出しをさせていただきます。

皆さまの安全と一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

記

1.対象となるお客さま

次の信用金庫に普通預金または貯蓄預金をお持ちの個人のお客さま

- ・宮古信用金庫
- ・杜の都信用金庫
- ・石巻信用金庫
- ・気仙沼信用金庫
- ・ひまわり信用金庫
- ・あぶくま信用金庫

2.預金の払出しができる営業店

全店舗の窓口にて承ります。

3.払出限度額

1口座について、1日1回残高の範囲内でかつ10万円以内となります。

4.窓口の手続

窓口にて、所定の書類に必要事項を記入していただきます。

なお、預金通帳、お届けの印鑑等を紛失された場合でも、別途ご本人さまであることを確認させていただいたうえ、払出限度額の範囲内での預金の払出しに対応させていただきます。窓口にお越しの際には、ご本人さまであることを確認できる書類をご持参ください。

5.本人確認書類

運転免許証・パスポート 各種年金手帳・各種福祉手帳・各種健康保険証・  
外国人登録証明書

お取扱いについて、詳しくは当金庫窓口へご相談下さい。

以上